

第116回 消費者安全調査委員会 議事要旨

■日 時：令和4年4月28日（木）10:00～12:09

■場 所：共用第3特別会議室（Web会議システム併用）

■出席者（敬称略）

<消費者安全調査委員会>

委員長：中川丈久

委員：持丸正明、小川武史、河村真紀子、澁谷いづみ、水流聡子、中原茂樹

専門委員：北村光司、木村哲也、鈴木弘彦、松本貴行

<消費者庁>

片岡審議官、大森消費者安全課長、松本事故調査室長、事故調査室員

■議事次第：

1. 開会
2. 意見のフォローアップに係る関係行政機関ヒアリング（水上設置遊具による溺水事故）
3. 個別事案について
 - (1) 選定事案
 - (2) 申出事案
 - (3) その他
4. 閉会

■議事概要：

1. 開会
2. 意見のフォローアップに係る関係行政機関ヒアリング（水上設置遊具による溺水事故）

○中川委員長 それでは、ただいまより第116回「消費者安全調査委員会」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多忙の中、御出席いただき、ありがとうございます。

それでは、本日の最初の議題でございます。「水上設置遊具による溺水事故」のフォローアップについて、経済産業省に御参加いただき、意見交換を行います。

本事案につきましては、産業技術総合研究所の北村専門委員、長岡技術科学大学の木村専門委員、日本ライフセービング協会の松本専門委員にも御参加いただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○中川委員長 では、経済産業省の皆様、お忙しい中、御参加いただき、どうもありがとうございます。本日はよろしく願いいたします。

簡単に、当該事案の経過説明を行います。調査委員会では、令和2年6月に水上設置遊具による溺水事故の事故等原因調査報告書を公表し、意見具申を経済産業大臣と文部科学大臣に対して行ったところです。経済産業省に対しては、令和3年3月にも公開で意見交換を行いました。今回は2回目の公開での意見交換となります。

では、経済産業省から、これらの意見に対する取組状況について説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○経済産業省 よろしく申し上げます。経済産業省商務・サービスグループの消費・流通政策課長の中野でございます。

資料に基づきまして、私のほうから1と2の(2)、2の(3)について、御指摘を踏まえた上での私どもの取組状況を御説明いたします。

まず、意見の「1. 事故の再発を防止するための体制の構築」ということで8月に御指摘をいただいております。その結果を踏まえまして、このようにやっております。

まず、当省から関係機関へ協力要請を直接行うことにいたしました。具体的には、経済産業省の所管の団体である東日本遊園地協会、西日本遊園地協会に対しましては、令和4年4月21日付で周知文書を発出しました。それから、日本エア遊具安全普及協会につきましては、現在、周知内容の検討をしているところであります。

第2に、再評価で御指摘いただきました海水浴場を開設する事業者等への周知につきましては、国土交通省の水管理・国土保全局の海岸室に協力の依頼をいたしまして、その結果、海岸を有する40の自治体の連絡先を5月早々にも共有いただけるということになりました。また、その周知依頼書の文書の記載内容につきましても意見をいただいております。40自治体から、海水浴場を有する自治体、さらには海水浴場を開設する事業者などへのガイドラインの周知、それから遵守状況のホームページへの掲載などを経済産業省より依頼します。

第3に、遊具を設置している宿泊事業者などに対しましては、観光庁に協力依頼をいたしましたところ、当初予定しておりました観光協会経由ではなくて、観光振興協会からの周知を依頼したほうが有効ではないかということでしたので、今後は観光振興協会へ経済産業省からガイドラインの内容を直接説明し、ホテルなど宿泊事業者への周知を依頼するというところでございます。このように、経済産業省として委員会からの御指摘を受け止めまして、このガイドラインを作成した意味とか、その内容を関係者に御理解いただけるように説明するというところでリスクの低減に努めます。

また、今、申し上げたような周知の機会を活用しまして、関連事業者の把握、あるいは連絡体制の構築にも取り組めるものと考えております。また、必要に応じまして、ガイドラインの検討会も再度設置して開催するということも考えてございます。

続きまして、2ポツの(2)について御説明申し上げます。御指摘の中に遵守状況の報告事項についての標準化というものがございました。これにつきましては、ガイドラインに含めてございますチェックリストを活用いただくことで、施設ごとにガイドラインの独自の見解とか誤認というものがなくなり、標準化されると理解しています。

一方で、事業者が単にガイドラインを読むだけでは、このチェックリストの活用方法が理解されないという可能性もなきにしもあらずということで、遵守状況を公表する

必要性と併せて、各周知依頼文において丁寧に説明をするということにしております。

なお、このチェックリストを活用することで、各施設からのガイドラインの遵守状況の公表内容が標準化されると考えていますが、他方、ガイドラインで求めている全ての項目について、○、×方式のチェックリストでの評価がそぐわないというのも事実であろうかと思えます。例えば、ガイドラインにおいて、事故が発生した場合に、業界団体を通じて消費者庁及び経済産業省にその情報を共有することになっておりますが、これはチェックリストで選択的に評価するたぐいのものでなく、必ず遵守しなければいけないことであります。

一方で、公表されたガイドラインの遵守状況につきましては、チェックリストでガイドラインの求めている事項の遵守の程度を確認することが第1だと考えています。その公表された内容に確認すべき疑義がある場合などは、詳細なヒアリングをかけるということで実態を把握する必要があると考えています。

前回のフォローアップの後の指導につきましては、2021年6月に東日本及び西日本遊園地協会を通じて、水上設置遊具の運用を予定している加盟施設に対して、ガイドラインに沿った安全な運用を要請し、また今年度についても、令和4年4月21日付で両協会に対して要請文を発出したのは先ほど申し上げたとおりです。

なお、今年度の運営を予定している事業者につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響があって、各社のプール施設の営業方針がプール開きの時期まで判明しない状況であります。御参考までに、昨年は、東日本遊園地協会では1施設、西日本では3施設で水上設置遊具の運用があったと承知しています。

また、協会への周知に当たっては、昨年要請内容に加えて、プール施設を有する会員企業について、それぞれの施設における安全対策に関する情報の共有・分析。それから、ヒヤリハット事例の共有の場を設けることに加えまして、協会内において情報収集・蓄積を行う体制の整備を依頼いたしました。評価にて御指摘いただきましたヒヤリハットの事例収集・共有、それから事業者団体において各施設の情報の収集ということにつきましては、今、申し上げたように、東日本・西日本遊園地協会に周知しました。

それから、ライフセーバーのシステム、救助マニュアル、また当該サービスにおけるライフジャケットの適正な浮力についての検討といった重要な御指摘につきましては、各施設のガイドラインの遵守状況及びヒアリングと併せて、その状況などを把握し、必要に応じて検討することとしております。

ちょっと長くなりましたが、最後に、(3)につきましては、先ほど意見1への取組状況で申し上げたとおり、4月21日に東日本・西日本遊園地協会への周知を依頼したということです。

それから、海水浴場につきましては、国土交通省などとの協議が終わり次第、また宿泊施設についても、観光振興協会との協議が終了次第、順次周知していくという予定でございます。

私からの御報告は以上です。

○経済産業省 続きまして、私、製造産業局生活製品課で企画官をしております塚本と

申します。私から、2の(1)の事故要因に対するリスク低減策の検討及び実施について御評価いただいた点についての御回答をさせていただきます。

2020年12月に策定いたしました経済産業省の「水上遊具の安全に関するガイドライン」に基づきまして、一般社団法人の日本エア遊具安全普及協会が、ガイドラインの遵守や設計等について規定いたしました「水上エア遊具の安全運営10ヶ条」を策定しております。これに併せまして、本質的安全設計方針を念頭に置いた「水上エア遊具についてのJIPSA推奨マーク表示製品認定制度」、JIPSAは先ほどの協会の略称でございますが、こちらを創設してございます。その後、こちらの認定制度につきまして、2社から申請がございまして、昨年7月、認定に至ったと聞いてございます。

認定評価の項目につきましては、重点配慮事項は全て潜り込みに関することございまして、水上設置遊具の最大のリスクである潜り込みについての対応をしているということとなっております。

また、認定に当たりましては、大学教授等の有識者及び協会の理事で構成する推奨マーク表示製品評価委員会にて、水上遊具についての基準に基づいて、プールでの実証試験を行った上で認定を行っているという聞いてございます。

また、これに加えて、JIPSAの非会員への認定制度の周知等々につきましてでございますけれども、実態等をJIPSAなどからいろいろ聞いたところ、我が国の水上設置エア遊具につきましては、国内で生産されたものはほとんどございまして、海外からの輸入品となっております。ただし、国内の販売者、また、水上設置エア遊具の運営者というものが企画、また設計を行って、海外のメーカーへ生産委託をしているのがほとんどとお聞きしてございます。

このため、我々といたしましては、非会員への周知というところにつきましては、遊具運営事業者及び施設管理者へのアプローチによって周知を行うことによりまして、この企画・設計の段階から安全基準を満たしていただくようにしていくことが重要と考えておりますので、そういった認識に基づいて、今後周知していきたいと考えてございます。

私からの説明は以上です。

○中川委員長 ありがとうございます。

経済産業省さんからの説明は以上でよろしいでしょうか。

○松本事故調査室長 結構でございます。

○中川委員長 ありがとうございます。

それでは、質疑応答に移りたいと思います。委員、それから専門委員の方からも質問等、ぜひよろしく願いいたします。

では、松本専門委員、お願いいたします。

○松本専門委員 日本ライフセービング協会の松本です。御説明ありがとうございました。

ガイドラインの検討会というところですが、リスクが低減されないと判断される場合に、このようなガイドライン検討会が開催されると記載されておるのですが、そのリスク低減がなされない場合にかかわらず、今回のガイドラインの検討会は行うという

認識でよろしいでしょうか。

○中川委員長 経済産業省からお願いします。

○経済産業省 いえ、今のところは、検討会でガイドラインを発出しましたので、その遵守状況を見極めるということが先決とっております。

○中川委員長 松本専門委員、いかがでしょうか。

○松本専門委員 そうしましたら、このガイドラインの中身、例えばチェックリストの項目のさらなる確度を上げていくことだとか、現場で起きていることの実態把握によって、ガイドラインの、例えば「望ましい」という表現を、これはそうすべきであるとか、強調するような表現に変えていくとか、そういった部分の精査というものは次の段階とお考えでしょうか。

○経済産業省 そのように考えております。このガイドラインの遵守状況を周知して、今おっしゃられたような実態把握をした上で、なお確度を上げていく、修正していく点が出てきたときには、その段階でまた検討会にお諮りして、速やかに必要な改正を行うという運用を念頭に置きつつ、まずはスタートしようと思っております。

○中川委員長 どうぞ、お願いいたします。

○松本専門委員 承知しました。ありがとうございます。

その実態把握の際に、事故防止の観点からも、先ほど御説明があったように、遊具下に潜らない安全設計というものが第一義であることはたしかなのですが、その次に、監視する上でのキャパシティの問題とか、死角をいかになくすかということの監視の配置とか、利用者のライフジャケット着用という部分の安全ガイドであるとか、さらには万が一の対応、救助・救命の視点といったところが、取組事例として好事例のモデルケースを示していく必要性というものがあるかと思っております。そういった中で、こういった具体的なスキームを今後お考えであるかどうかだけ、最後質問させていただきます。

○経済産業省 御意見ありがとうございます。

おっしゃるとおりで、先ほどの御報告では、ヒヤリハット事例といったことの共有ということは申しあげましたけれども、今、おっしゃられたように、もっとうまい手があるといったことにつきましても、ネガティブなものを消すだけではなくて、ポジティブに確度を上げていく現場での工夫についても、大変貴重な情報ですので、またガイドラインの遵守を上げていく手段にもなりますので、ぜひ収集して、周知・共有していきたいと考えています。ありがとうございます。

○松本専門委員 よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○中川委員長 ほか、いかがでしょうか。

では、持丸委員、お願いいたします。

○持丸委員 持丸です。

ただいまの件にちょっと絡むのですが、まず、リスクの現状把握についての進捗があったこと。それから、ガイドラインはもともと見せていただいていたのですが、そういうものも将来的に再検討する方向を検討いただいているところは、私としては非常に進捗があったなと思っております。

専門委員の先生方からも出ているのですが、安全を担保するガイド51というISOの標準がある。御存じだと思いますが、これにどうやって準拠して、このガイドラインができていくのかというのを分かるようにすることが、こういう言い方は恐縮ですが、政策としてはすごく大事だと思っております、これは発生確率は分からないですが、起きると重大な事故になってしまうのですね。

重大な事故、前に起きていたじゃないかといったときに、何をしていたのですかというときに、ガイド51にこうやって沿って、こういうことをちゃんとやっていたということがきちんと言えんということを考えますと、私としては、次にリスクが起きる前に、例えば今のガイドラインを実際に皆さんに適用していただいて、そこでちょっと分かりにくかったとか、そういう御意見が出てくるようであれば、その段階をきっかけに少し早めに改訂を考えていただければと思っております。

特に、今回、使われる方は非専門家が多いと言ったらいいのですかね。中小企業だったり、個人営業に近いところだったりするので、若干抽象的な表現のあるガイドラインだと、自分はどうやって自分の施設に適用したらいいのかというのが分かりにくい。そこに関して、さっき言った事例とか具体的な例というようなものもつけ加え、どの部分が本質安全で、どの部分が第2ステップでというのが分かるような形にさせていただくと、よりよくなると思っておりますので、ぜひその点を御検討いただきますようお願いいたします。

○経済産業省 承知いたしました。前に御指摘いただいたように、チェックリストを単に文字として読んで、分かったような感じになっているだけでは話にならないので、チェックリストでより具体的にするという工夫はいたしましたけれども、今、御指摘のようなことがありますので、先ほど報告で申し上げたように、例えば観光振興協会とかに説明するというのをやります。恐らく、そのときに何を言っているかよく分からないといったことは具体的に出るかと思えます。こういうことがもし出てきた場合は、文言を書き換えるなり、こういう意味ですという注をつけるなり、そういったことをやっていかないとガイドラインになっていないということだと思っておりますので、それは検討いたします。

○持丸委員 よろしく申し上げます。

○中川委員長 ほか、いかがでしょうか。

では、水流委員、お願いいたします。

○水流委員 水流から、すみません。

大分整備ができてきそうだということで、非常にありがたく思っているのですけれども、この遊具の場合ですと、コントロールがかなり可能なホテル等、あるいは人工的な水の中という場合と、海岸という2つがあって、それに対して経済産業省さんのほうで、重要法に対して働きかける形がこのたび整備され始めるということで、非常にありがたいと思うのですけれども、後者の海岸のほうのものについては、自然条件がかなり影響してくるので、最近の知床の事件も含みまして、自然条件に対して、どういった形で実際に今日、開放するのか、それとも閉鎖するのかという条件は、少し知見を集めながらもありますけれども、ある程度のラインを早く引いておいたほうがいいのではな

いかという思いがあります。それが1点。

それから、先ほど松本専門委員のほうからもあったのですけれども、内容については、日々、改訂まではしなくても共有されていく。こういうリスクがあるということを共有していくような、何かそういったコミュニティが必要なのではないかなと思います。それは、経済産業省さんが音頭を取る必要はないと思います。B to CのBのほう、サービス提供側が組んで、今、オンラインでコストをかけずにできますので、そういった情報を共有する研究会的なものをつくって、例えば月に1回でもいいので、冬場はないということであれば、二月に1回でもいいのですけれどもね。

せっかくインシデント、アクシデントの情報が集まるのであれば、分析にまでは至っていないけれども、こういうことが起こっているとか、こういうヒヤリハットがあったということを定期的に意見交換する場、コミュニティをつくる。どこかが先導してやる。そうすると、そこにみんなぶら下がってください。登録制の形にして、いついつ開くのでということに参加していく。その参加記録が残るといった形で、安全性に対して、サービス提供している組織がそういうアクションをきちんとやっている組織かどうかということをチェックできる仕掛けというものが指標とはなると思う。

直接的にこれをやっていますという記録も必要ですけれども、臨機応変にできる組織体になることが非常に重要なので、組織体になるための知識を共有していくような共有会みたいなものもつくる。そこに対して、どこかが手挙げして、うちがしますよ。登録にしますよ。登録も自分たちでやりますよ。今、かなりコストパフォーマンス高くできるようになっていますので、そういった形の組織能力を上げていくということに対して、もう少し仕組み化してはどうかと思いますけれども、その音頭を取っていただくことを推奨するところを経済産業省さんのほうにさせていただければ、誰かうちがやりますよというところがやりやすくなる形になるのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○経済産業省 御指摘ありがとうございます。

1点目につきましては、おっしゃるとおりで、遊園地とかの遊具は団体もちゃんとありますし、自然条件によって大きく左右される場所ではないので、割とできるのですけれども、確かに海岸のほうは自然相手ですので、さらにハードルが高いということになります。そこは、1つ目の対応といたしましては、先ほどほかの委員の先生方にもお答えしたとおり、ヒヤリハット事例、ポジティブな事例などの、事例蓄積ということを第一弾としてやるということ踏み出すことになるだろうと考えています。まず、走り出そうと。それは、海岸の状況とか、シチュエーションによってもいろいろ違うと思われるので、まずはやっていくのだろうと思っています。

もう一つは、自然環境相手で海岸の安全をどう整備するかというのは、水上遊具に限った話ではなくて、海岸全体の中での位置づけということかと思っています。水上遊具だけ切り出してできることではないと思っておりまので、そのところに具体的にどういうシチュエーションで、どう対応するかについては、海水浴場を管理している自治体なりがやるものかなと思っています。我々としては、そういった中で水上遊具のことも考えて管理してくださいということを、このガイドラインに基づいて周知する。そのこ

とが、もしこれまで余り気づかれていなかったのであれば、今回のこの周知徹底で一步踏み出せるのかなと思っています。

それとの関係で、2点目の情報の共有会なり、何か組織能力を持ったところをつくるというアイデアですけれども、これもまさに次の段階にはなろうと思いますが、これにつきましても、先ほどの遊園地のほうでは、まさにそれがもうできている。そういう組織をこの次の段階として海水浴場のほうでもオーガナイズしていくということは、確かにアイデアとしてあろうかと思しますので、そういう組織づくりを促すということを経済産業省のほうで伝えるということは、確かに私どもの役割としてあるかなと思いますので、検討させていただきます。

○水流委員 ありがとうございます。

○中川委員長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございます。経済産業省におかれましては、本日の議論を踏まえ、引き続き取組を進めていただくよう、お願いいたします。本日、経済産業省から御報告いただいたものにつきましては、調査委員会でもよく吟味いたしまして、後日、検討した結果をお伝えすることにさせていただきます。

では、経済産業省からのヒアリングは以上とさせていただきます。本日は、御出席ありがとうございます。

○経済産業省 ありがとうございます。

3. 個別事案について

(1) 選定事案

- 「トランポリンパークでの事故」の報告書の骨子案について事務局から説明があり、これを基に審議を行った。

(2) 申出事案

- 申出のあった個別事案については、選定・不選定決定済みの 439 件を除く 42 件と 3 月に申出のあった 2 件の計 44 件について検討し、調査委員会では、次の通り決定した。
 - ・引き続き情報収集を行う 41 件
 - ・調査等を行わない 3 件

(3) その他

- 「水上設置遊具による溺水事故」について、公開ヒアリングを踏まえた経済産業省の取組状況の評価案について事務局から説明があり、これを基に審議を行った。
- 「マンションの機械式立体駐車場で発生した事故」について、2月に行われた公開ヒアリングを踏まえた国土交通省の取組状況の評価案について事務局から説明があり、これを基に審議を行った。
- 「住宅用太陽光発電システムから発生した火災事故等」について、経済産業省の

意見に対する取組状況と今後のフォローアップの進め方の案について事務局から説明があり、これを基に審議を行った。

4. 閉会

文責：消費者庁事故調査室